

学校感染症・登校許可証明書

令和5年5月改訂

学籍番号		学部・学年	
ふりがな 氏名		電話番号 (携帯)	

(枠内学生本人記入)

上記の学生は、 年 月 日に下欄の疾患と診断し、現在は軽快したため、他への感染のおそれはない
と思われますので、 年 月 日から登校しても支障がないことを証明します。

*下記の疾患の該当欄に○印をご記入ください。

疾患名	学校保健安全法施行規則による出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日経過するまで
インフルエンザ(型)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日間経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性角結膜炎	学校保健安全法の第三種学校感染症に指定されているので医師が周囲への感染力がなくなると判断するまで
その他()	(学校感染症 第1~第3種)

年 月 日

医療機関名

住所・電話番号

医師名

印

.....
手続きについて(学生が各自手続きを行う)

1. 医師より学校感染症の診断を受けた場合、登校許可証明書の記入を依頼する
2. 安静加療期間中に欠席した科目数を記入する
3. 健康管理センターに登校許可証明書を持参し健康管理センター所長の確認印を受ける
4. 特別欠課届を授業担当教員へ提出する

欠席科目数記入欄(学生が記入する)	健康管理センター確認印・日付欄